

消費者と稲作農家が共生できる政策を求める意見書

「令和の米騒動」は令和５年産米の需要増加、猛暑や台風の影響による収穫量の減少に伴う供給量の落ち込みが要因とされ、国民の主食である米の不足が続いている。さらに、我が国の減反政策下での稲作を取り巻く状況においては、国民の食生活の変化による需要の変動等も受け、需給バランスの崩れ、深刻な後継者不足、高齢化による生産者の減少、気候変動による供給量の減少等が引き起こされている。併せて、近年の物価高騰は肥料、農薬、燃料にも及び、稲作農家の経営は困難な状況となっている。

また、近年普及が進められているスマート農業では、中山間地において一概に効率化を図ることは難しく、水田の持つ多面的機能を維持するためには、中山間地に対応した施策を図らなければならないと考える。

さらに、稲作農家の生産意欲低下を招かぬよう、備蓄米や輸入米の厳格な取扱いが必要である。

一方で消費者においては、深刻な米不足による米価格の変動に加えて、近年の物価高騰が家計に大きな影響を与え、生活水準の低下等が懸念されている。

こうした状況の中、安全・安心な国産米の安定供給は、食料安全保障の観点からも重要と考える。

よって、国においては、我が国の主食である米の十分な生産体制を構築するとともに、米の価格と供給の安定を図るよう次の事項について強く要望する。

記

- 1 消費者が安全・安心な国産米を適正な価格で購入できること。
- 2 中山間地における後継者不足等による耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、日本型直接支払の拡充など地域のニーズに沿った施策の充実を図ること。
- 3 肥料、燃料等の農業資材及び農業機材の高騰に対し、稲作農家が安心して生産を継続できるよう実効性のある支援策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２７日

岩手県陸前高田市議会議長 及 川 修 一